

保険料支払い遅滞と無催告失効条項

大澤 康孝

目次

- 1 はじめに
- 2 保険料の支払
- 3 保険料支払遅滞の効果
- 4 失効と催告をめぐる議論の経過
- 5 不当条項規制
- 6 おわりに

1 はじめに

保険契約においては、保険者が、一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約束し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約束する。保険約款においてほかにも種々の付随的な義務が定められるが、保険契約者の主要な義務が保険料支払い義務であることに変わりはない。

保険料支払い義務については、保険法（2010年4月1日施行予定）では何ら規定を置いていないので、その遅滞の場合における保険者の解除権発生については民法の一般規定によることになる。民法541条では、当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めて履行の催告を

することが相手方の解除権発生の前提要件とされているので、そのまま適用されたなら、保険料の支払い遅滞の場合にも、保険者は保険契約者に対して、相当の期間を定めて保険料の支払いを催告して、その期間内に支払がない場合に初めて保険契約を解除することができることになる。

しかし、生命保険においても損害保険においても、この点につき約款条項を置いており、生命保険約款では、保険契約は無催告で失効するものと定めている。こうした約款条項と、民法規定との関係、さらに消費者契約法 10 条の不当条項規制の一般条項との関係について検討する。

2 保険料の支払

(1) 保険料支払義務

保険料徴収方法には、保険金支払いに必要と予測される資金を保険料としてあらかじめ払い込ませる前払い方式のほかに、保険事故が発生してから保険金支払いに必要な資金を保険料として集める拠出式もありうるが、合理的計画的な保険営業のためには前払い式がすぐれており、保険監督行政においても保険料の前払いが必須のこととして要請されてきた。

保険料の支払いがない場合には、一般的にいえば、債務としての履行の強制がなされうる。なお、日本では、ドイツと同様に、保険料債務も強制可能な債務と解されているが、フランスでは生命保険契約の保険料の支払いを保険者が訴求することができない旨が保険法典で明定されている¹⁾。日本の生命保険契約における保険料支払債務についても、これを自己債務もしくは間接債務と見る見解²⁾もあった。實際上生命保険会社は保険料を払おうとしない顧客に対してそれを訴訟によってまで請求することはないし、後で見ると、一定期間支払いが遅滞したものは契約を失効させて、失効までの期間の未払い保険料を請求することもしていないので、法律上はともかく、實際上保険料支払は義務という色彩を失っている。さらに、保険法では、従来約款上認められていた

保険契約者の任意解約権を明定したので（27条・54条・83条）、この点はより一層顕著となった。

（2）履行期

保険料債務の履行期については、初回保険料と第2回目以降の保険料（継続保険料）を区別して考えることができる。初回保険料は、実務上保険契約成立の前に支払われており、後になることは通常はない。したがって初回保険料が支払われるまではそもそも保険契約自体成立しないのが原則的な扱いであるから、その場合には保険料債務も発生せず、その履行期も問題にならない。もし例外的に初回保険料が支払われないままに保険契約が成立した場合には、履行期の合意があればその時であり、なければ保険者が請求した時が履行期ということになろう。

第2回目以降の保険料については、すでに保険契約が成立した後なので、履行期が問題になる。生命保険では、払込期日ではなく払込期月という定め方をしている。契約応答日の属する月の初日から末日までの期間に保険料を払い込むことを要するとされるので、履行期には幅がある。最終的な履行期は払込期月の末日ということになり、それを過ぎると遅滞になる。損害保険の分割払特約の場合は、毎月の特定の日が払込期日と定められているのでその日が履行期となる。

（3）支払いの効力発生時

小切手やクレジットカードなど、現金以外の手段で保険料の支払いがなされた場合、支払の効力発生時がいつになるかは、履行期との関係で問題になりうるが、実務上は柔軟な扱いをしているようである³⁾。小切手による支払いは、不渡返還時限（交換日翌日午前11時）経過後、決済が確認された時に支払いがされたことになる⁴⁾。実務上は、小切手については不渡りにならなかった限りで小切手交付時に払い込みがあったとして扱われることがある。クレジット

カードによる払い込みについても、実務上決済時ではなく、カードによる支払い手続きがなされたときに保険料の払い込みがあったとする取り扱いがなされているようである。その期間だけ遡及保険を認めることになる。銀行振り込みの場合は、保険契約者が仕向銀行に委託した振込みは、被仕向銀行の保険者の指定口座に入金記帳されたときに完了し、そのときから保険者は被仕向銀行に対して預金債権を持つことになるので、代物弁済がされたことになる。生命保険会社では、振込み依頼時をもって払込日とする実務取り扱いがなされているようである。振込み依頼したが銀行の過誤により入金が遅延したという場合が考えられるが、振込み依頼をもって保険料払い込みと認めることはできないとしても、そのような場合は保険契約者側に帰責性がないものとして扱うべきであろう⁵⁾。口座振替は今日多く利用されているが、振替日に保険契約者の預金口座から保険者の預金口座に預金を振り替えることを、保険契約者が銀行に委託し、保険者と銀行間でも委託がされる。保険者の口座に入金記帳された時点で、代物弁済により保険料支払いがなされたことになる。実務上は、振替日をもって払込日とする約定がなされている。保険者は振替指定日に振替請求しなくてはならない。口座残高に不足があった場合、振替不能となるので、残高管理を注意していないと気付かないまま履行期を過ぎて履行遅滞に陥ることになる。

3 支払遅滞の効果

(1) 初回保険料の支払遅滞

保険料の払い込みがない場合の扱いについても、初回保険料と第2回以後の保険料とを区別して考えることができる。保険会社は、初回保険料の支払いがない間は保険責任が開始しないとしたり（生保）、保険者免責事由としたりして（損保）、保険料の先払いを確保しようとしている。このような特約がある場合の効果についての昭和37年の最高裁判決例がある⁶⁾。事案は、X保険会

社と Y との間で、Y の家屋について火災保険契約を締結したが（保険期間：昭和 29 年 12 月 25 日から 30 年 12 月 25 日、保険金額：1500 万円、保険料：19 万 5 千円）、Y が火災保険料を支払わなかったため、X が保険契約を解除し、解除の日までの保険料 14 万 6250 円を請求したというものである。保険期間が始まった後でも保険料領収前に生じた損害に対しては保険金を支払わない旨の、領収前免責条項があった⁷⁾。この条項により保険者はたとえ解除までの間に火災が起きたとしても保険金支払い義務を負わないのだが、保険契約者はその期間に対しても保険料支払い義務を負うかが問題になった。最判は、この場合の保険者による解除は、解約告知ではなく、民法 541 条に基づく解除であり遡及効がある。また、条項は、保険責任が開始しないことを定めたものである。と述べて、既経過期間について保険料は請求できないとした。

これに対しては、約款の条項通り、保険責任は開始しているが、免責事由としての意味があると解する見解が有力であった⁸⁾。しかし、その場合、そうした特約は実質的に危険を負担していない保険者に保険料領収を認めることになるので、相当期間経過後は保険者は解除しなくてはならず、解除した場合は、遡及的に契約関係は消滅して、危険負担の対価としての保険料の請求はできなくなり、ただ契約締結費用の償還を請求できる。もし解除せずにさらに期間が経過した後事故が発生したときは保険金支払い義務を負うと考えるべきであると解されていた⁹⁾。

保険法では、解除は遡及効を有せず、将来効であることが片面的強行規定とされたために、この点についての最高裁判例は修正されたということになる（損保 31 条・33 条、生保 59 条・65 条）。したがって、初回保険料の不払いによる解除も将来効のみで、ただ保険者は遅滞中の事故については免責されるという構成になる。有力説の解釈に沿った結果になっている。保険料については、保険責任が開始していたとしても実質的に危険負担をしていないことを考慮して、次に述べる生命保険の場合と同様に考えるべきであろう。

生命保険の場合は、損害保険と異なり、初回保険料が払い込まれた時に保険

者の責任が開始するものとされる。したがって、上記昭和 37 年の最高裁判決のこの部分そのまま妥当する。保険責任が開始していない以上保険料も全額は取れないことは明らかである。ただ、保険料を受け取らないで生命保険契約を成立させることは原則的になされていないし、請求してゆくことも考えていないようなので、初回保険料不払いによる解除という問題はあまり生じないであろう。仮にそういうことが生じたとすれば、契約は将来に向かって効力を失うことになるが、既経過分の保険料については、責任が開始していなかったのだからせいぜい契約締結費用が問題になりうるにすぎない¹⁰⁾。

生命保険、損害保険いずれにせよ、初回保険料の払い込みがない場合について保険者の責任を停止させること自体が消費者契約法の不当条項規制によって無効にされることはないであろう。消費者は自分で、払わないという選択をしているのであり、初回から保険料を払おうとしない保険契約者に対して保険保護を提供するよう保険者を強制する理由はない。同様の考え方により、初回保険料の不払いの場合には、保険者が解除を主張するために催告が必要であるとする理由もないであろう。この問題はしかし、考える意味があまりない。保険者は保険金支払い義務がないのであるから、解除する必要を感じないであろう¹¹⁾。

(2) 継続保険料の支払遅滞

①支払遅滞の効果

継続保険料の支払遅滞の場合についての約款の定めも、損害保険と生命保険で少し異なっているが、生命保険の方が保険契約者にとっては有利といえる。損害保険では、保険契約者が分割払いの保険料の支払いを、払い込み期日後 1 か月怠った時は、払い込み期日の翌日以降に生じた事故について保険者は免責されるとしつつ、払込期日後 1 カ月経過したのちは保険者は保険契約を解除することができる約款で定めている。そしてこの解除の効果は当初の払込期日から将来に向かって生じると定める。これに対して生命保険では、払い込み期

月内に支払がない場合にも、翌月末日まで猶予期間とされ、この猶予期間内に支払がない場合には猶予期間末日の翌日に保険契約は失効すると定める。

損害保険では猶予期間内に支払がない場合には、本来の払込期日にさかのぼって保険者の免責が生じるとされるので猶予期間内に事故が発生した場合にもその後猶予期間内に保険料の支払いがなければさかのぼって免責となり保険金は支払われない。これに対して生保では、猶予期間内に死亡事故が発生した場合には、その後の保険料の支払いがなくとも保険金は支払われる。

また、義務としての催告といえるかはひとまず置くとして、失効予告通知はがきを出し、失効した場合には失効通知はがきを出して復活を勧奨することがされている。

②保険料自動振替貸付

生命保険約款では、保険料自動振替貸付の制度が設けられており、責任準備金の範囲内で貸し付けを受けて保険料の支払いに充当する扱いを受けることができるので、保険契約が簡単には失効しないような制度になっている。このことは保険会社の利益でもあり、保険契約者の利益でもあろう。

③復活

生命保険約款では、猶予期間の満了により保険契約が消滅した場合でも失効の日から3年以内は、保険契約者は復活の請求ができるというのが通例である。ただし、復活は無条件では認められないため、すでに健康体でなくなった被保険者にとっては復活条項は助けにならない。保険契約者は改めて危険選択のための事実の告知を求められ、保険者は復活を拒否することもできる。いったん消滅した保険契約の効力を再び発生させるものと構成されている。復活前の告知義務違反を理由に解除されるか、復活前に設定された質権の効力は復活後の契約に及ぶかなどの問題点がある。

④解約返戻金

生命保険においては一定の場合の保険契約中途消滅の場合には、当該保険契約者に対応する保険料積立金を払い戻すことが法律で定められている（63条。

傷害疾病定額保険について、92条)。この権利は、実質的に保険契約者に帰属すべきいわば貯蓄部分がある保険契約において、保険契約中途消滅の場合にその金額を保険者が取得することは公平に反すると考えられるために認められた権利である。歴史的には、このような権利が認められていなかった時代を経て、現代において認められるにいたったものである。積立金の払い戻しは法律で定める一定の場合の契約中途消滅について認められているものであるが、今日では、約款で、保険契約者は理由の如何を問わない任意解約権を有すると定めつつ、解除した場合、保険料積立金から一定の解約控除をした解約返戻金の支払いを請求できると定めるのが通例である。このたび保険法においても任意解約権が明定された(27条・54条・83条)。これは任意規定であるが、保険の技術的必要から考えると、いつでも任意に脱退して資金を引き出すことができるとすることの意味は大きいというべきであろう。ほかにも、この実質的に保険契約者に属する部分をもとに、保険契約者貸付請求権が約款で定められている。

⑤保険契約の失効と保険契約者保護

以上みてきたように、まずそもそも保険契約が保険料不払いによって中途消滅することの防止が図られる。そのために、保険料自動振替貸付が約款で定められている。また猶予期間も設けられている。失効した保険契約については復活という制度も用意されている。いよいよ失効した場合にはもしその保険契約者のために積み立てた金額が残っているならその払い戻しもされる。こうした諸制度は、保険契約者の利益になるといえる。さらに、保険契約者の意思の尊重という視点から、様々な選択肢を保険契約者ができるだけ自分で選べるようにすることが望ましいことであり、例えば保険料自動振替貸付が行われた場合であっても、一定期間内はその取り消しができるという制度になっている。ただし、保険契約者に保険料支払の遅滞が生じたことを催告するということが義務として定められていないため、保険契約者が遅滞に陥ったことを知らないで自己の意思によらずに保険契約が消滅してしまうおそれがあるということが問題とされているのである。

4 失効と催告をめぐる議論の経過

(1) 取立債務か持参債務か

このことが争われたのは、東京高裁昭和45年(1970)2月19日判決¹²⁾で、事案は、保険料支払い遅滞になった後に被保険者が死亡したが、保険会社は保険料不払いによる保険契約の失効を主張して保険金支払いを拒絶したというものである。争点となったのは、集金の慣行により約款記載の持参債務が取立債務に変更されていたかどうかであり、それは認められなかった。もし取立債務に変更されていたとすれば、取り立てがない限り保険契約者は保険料支払いにつき履行遅滞になることはないから、保険契約の失効もないということになる。ただし、この事件では、保険会社の集金係員が5回にわたり集金に行ったが支払いを得られなかったことが認定されているので、仮に取立債務に変更されたとしても直ちに保険契約者側の勝訴ということにはならなかったかもしれない。

この事件では、保険料不払いによる当然失効の約款規定の有効性は問題にされていない。判決文を見ると、「本件生命保険契約は昭和40年9月分の保険料支払債務の不履行により猶予期間の末日である同年10月31日の経過とともに本件約款第5条特約第2条但書の規定に従い失効したものである」と述べており、約款の失効条項¹³⁾の有効性を当然の前提としている。

保険料の支払い場所や保険料不払いに保険契約者の帰責事由が必要かなどの点は、失効条項の有効性を前提にして生じる争点であった。保険契約者がうっかり支払いを怠ったり、あるいは本当に失効させることはないだろうと考えて保険料支払の遅滞を安易に考えていたところ、保険保護の必要が生じてあわてて保険会社に行くと保険会社からは失効を告げられたということであろうと推測できる。

学説は、集金の慣行があるときは取立債務とする旨の黙約があるものと考えて、その場合は取り立てを怠った保険者は保険料の未払いをもって自己の有利

に援用し得ない場合もありうると解する見解が多数であった¹⁴⁾。問題の核心は失効条項であったが、当時はまだ失効条項の効力を正面から問題にすることはされていなかった。

保険料が取立債務か持参債務かということは、どちらかでなければならないということではなく、いろいろな収受の方法があつてよいはずであろう。保険契約者が遅滞に陥っていることを知らないまま遅滞に陥り、それに対する制裁的効果を甘受しなくてはならないということに問題があつたのである¹⁵⁾。

(2) 約款による特約の拘束力

失効条項の拘束力について問題にした事件は、東京地裁昭和 48 年 12 月 25 日判決¹⁶⁾である。事案はやはり保険料支払いを遅滞している間に被保険者が死亡したため生命保険金の支払いを請求したところ保険会社が保険契約の失効を主張して生命保険金の支払いを拒絶したというものである¹⁷⁾。原告は、保険契約申し込みの際保険契約者は保険約款文を呈示されておらず、ことに失効に関する事項については全く認識を欠き、ひいてはその部分をも含める趣旨で意思表示をしていなかったから、その部分は当事者間で契約として成立していなかったと主張した。

これに対して、裁判所は、白地商慣習法理論に基づく説示で約款の拘束力を認めた。この判決は、当時の約款に対する考え方がよく分かる説示をしている。(ア) 広範多数の契約者の一人一人に現実に約款内容につき満足すべき理解を等しく与えることは实际的でなく、(イ) 広範多数の契約者同志が同一の危険団体に加入することとなる保険契約関係にあつては、当該約款に対する各契約者の理解の程度の如何により各契約内容に差異が生ずるものとすることは他種の附合契約におけりよりも一層排斥されなければならない、(ウ) 約款の附合契約性を認めることは保険業者にのみ有利なことではなく、大衆保護のため約款内容の妥当性につき後見的監督がなされている限り約款の内容を解せず読もうともしない多くの契約者の側にも利益なこととなる面があると説いた。ま

た、「保険者側において契約者も約款全体を包括的に受け入れることを前提として契約締結の承諾をしたものである限り、当該約款に基づく保険契約の全体について不成立ないし無効の問題が生ずることがあっても、約款の中のある条項についての契約者側の意思表示上の瑕疵により、その部分のみが不成立ないし無効となることはあり得ないものと解する」と述べて、約款条項の一部のみ無効とすることはできないと説示した。ただし、この判決は、約款内容の妥当性についての国家による後見的監督がなされていることを有効性の要件としており、内容の妥当性の保証が必要であることには言及しているといえる。特に生命保険契約は消費者が顧客となることが一般であり、約款内容の妥当性の保証が当時も関心を引いていた。

ともあれ、失効条項の有効性を正面から問題にしたこの事件は、保険約款の一般的な拘束力の問題として扱われたため、当時の約款理論の状況からして、個別の条項の内容にまで立ち入った有効性の判断はされなかった。一般論としては、もし不当な条項が約款内に挿入されていたら、公序良俗、信義誠実の原則といった一般条項により救済される余地はあるが、失効条項はそこまで不当なものとは考えられないであろう。

(3) 国民生活審議会

無催告失効条項による不都合が、裁判所によっては救済されないため、行政的な介入がなされるに至った。国民生活審議会約款適正化報告が昭和56年(1981年)11月13日に発表され、その中で、「生命保険の契約者が失念や集金日不在などにより保険料を払い込まないため契約が失効してしまうことがある。そこで現在も生命保険各社で行っている書面による保険料払い込みの督促をいっそう確実なものにし、また督促に当たっては保険料の払い込みがないままに払い込み猶予期間を過ぎると契約が失効することを明瞭に理解させるための措置を講ずる必要がある(本来のあり方としては、猶予期間満了の一定期間前に書面による保険料払い込みの督促を行うことを保険契約失効の要件として

約款に規定すべきであろう）」とされた。生命保険業界はこの報告を受けて約款改正作業に入り、改正約款が昭和58年（1983年）4月から実施された¹⁸⁾。改正約款は、保険料払い込み方法を持参払い、集金、口座振替など5つの中から保険契約者が選択できるようにした。催告については、失効予告通知を出すことを励行し、かつその通知は失効となるか自動振替貸付となるかの区別が保険契約者に分かるようにすることと改善された。しかし、通知を保険契約失効の要件とすることを約款上明記することは見送られた。その理由は、催告が義務化されると、証拠保全のために内容証明か書留郵便を利用しなくてはならなくなりコストが著しく増大するということであった。

（4）損害保険契約法改正試案

無催告失効条項について法律の改正で対応する必要が次第に認識されるようになったのが次の段階である。損害保険法制研究会・損害保険契約法改正試案[1995年確定版]では、保険契約者が第2回以後の保険料を支払時期に支払わないと言うだけで、保険者が直ちに契約を解除できるとすることは、保険契約者の利益の保護にかけるから、保険契約者に対する警告の意味で、保険料の支払いの催告手続きを保険者に行わせることとし、これを片面的強行規定とした。なお催告期間としては20日が例示されている。

（5）生命保険契約法改正試案

法改正で取り上げる動きは、その後やや柔軟化する。生命保険法制研究会・生命保険契約法改正試案[1998年版]では、損保試案と同様に、片面的強行規定として催告を定めていたが、同研究会（第二次）・生命保険契約法改正試案[2002年修正版]からは任意規定とされており、2005年確定版でも維持されている。任意規定とした理由は、約款では催告を失効の要件とはしていないものの、実務上は少なくとも個人契約の場合には、保険者が保険料払い込みの督促を不払いの効果を示して確実に出すという方針が取られていること、ま

た猶予期間が実質 2 カ月になっており、約款の方が改正試案が定める期間（14 日が例示されている）より長く、保険契約者の保護が手厚い面もある。それゆえ約款が定めているところも、1 つのすぐれた規制方式であるといえるということであった。そして約款規定が長年にわたって行われていること、および昭和 56 年 11 月の審議会報告以後は、約款規定の早期の改正を要請するような実務上の問題は生じていないということであった¹⁹⁾。

(6) 法制審議会保険法部会

法制審議会保険法部会第 2 回会議事録²⁰⁾によると、部会においては、保険料の支払いを怠った場合について、異なる両極からの考え方が示されており、ひとつは、現行実務を保険法で追認するような内容の規定を置くこと、それに対してもう片方の考えとして、保険契約者保護の観点から、民法 541 条の債務不履行解除の要件を強行規定化して、約款等によっても催告を不要とすることができない旨の規定を設けるべきとの考えが示されていた。前者に対しては、約款の定めとしてその効力を認めれば足り、法定の必要はないとの指摘があること、また後者に対しては、あらゆる債務不履行による解除に共通する問題なので保険契約だけに特別な規定を設ける理由がないのではないかと指摘があるとの報告がされていた。しかしこれらのことについて審議された記録はない。部会において、法的な義務としてでなく、通知はがきという形での催告をしているとしても、いま本当に全部なされているのか、今後も保証できるのかということの確認がなされているが、生保、共済、損保各業界の意見は実務ではがきで対応しているということであった。部会では、業界がいろいろ保険契約者の利益が損なわれないようにやっているということの評価して、催告を義務付けることはしないでおこうという方向で納められたようである。ただし、同部会において、そのような実務のもとでも、通知が届かなくて知らないうちに失効したとかいうトラブルが一定数があると報告されている。

(7) 保険法 (平成 22 年 4 月 1 日施行)

保険法の最重要課題とされたのは、保険契約者保護であったという²¹⁾。しかし、保険法には保険料支払いに関する規定は置かれなかった。無催告失効条項については特別の法規定は置かないという選択がされたことになる。

(8) 外国法

諸外国の法制においては、保険法において、保険料の支払遅滞の場合に保険者が解除するためには、催告を要すると定める例²²⁾が多い。2008 年 1 月 1 日施行のドイツ保険契約法では、生損保共通の規定として以下のように定める²³⁾。なおこの規定は旧法の内容を引き継いだものである。同法 38 条：第 2 回以後の保険料の支払いの遅滞の場合に、保険者は、保険契約者の費用において、文書方式 (すなわち電磁的手段を含む) により、2 週間以上の期間を定めて支払いを催告でき、その後は給付義務を停止させ、即時に解約することができる。この場合の解約は催告の際に支払期間の経過により効力を生じるとしておくことができる。ただし、その解約ののち 1 か月は、保険契約者は保険料を支払って解約の効力を失わせることができる²⁴⁾。催告は、ドイツ民法 286 条の単純な催告でなく、不払いの効果がどうなるかを指摘しなければならないなどの要求が加わった、特別な方式の催告が要求されていることに注意すべきである。また費用も保険契約者の負担とされる。日本でも、特別の規定がなければ、民法 541 条から特別の催告は導くのは難しいし、費用負担についても当然に保険契約者負担とされることはないであろう。

こうした沿革、外国法の状況を考えると、どのような形で要求すべきかはひとまず置くとしても、催告の必要性自体は一般常識となっていると言って差し支えないであろう。

5 不当条項規制

(1) 保険契約と消費者契約法

消費者契約法は、労働契約を除いてすべての消費者契約に適用されるので、生命保険契約も当然対象になる。消費者と事業者の間で締結される契約が対象となる。消費者とは個人（事業としてまたは事業のために契約する場合を除く）をいい、保険の場合、個人が保険契約者となる場合は、事業のために保険契約を締結する場合を除いて消費者契約法の適用対象になる。保険の場合、その複雑さ、技術的性格を考えると、個人として扱われるべき範囲は広く解すべきである。

(2) 消費者契約法 10 条の適用—最近の判決例

消費者契約法 10 条によれば、消費者契約の条項は、①民法、商法その他の法律の任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限または義務を加重すること、②信義則に反して消費者の利益を一方的に害することという 2 要件を満たす場合に無効とされる。学説には、①の任意規定からの乖離を重視するものや②の信義則違反を重視するものがあるが、いずれも他の要件を全く無視するものではない²⁵⁾。

最近 10 条を適用して、保険料支払遅滞の場合の無催告失効条項を無効と判断した平成 21 年東京高裁判決が出された²⁶⁾。この判決は影響が大きいと思われる。以下において生命保険の無催告失効条項に対する消費者契約法 10 条の適用を考える素材としたい。事案は、生命保険の保険料払込猶予期間を徒過した保険契約者 X が、保険契約は失効していないと主張して Y 保険会社との間で生命保険契約が存在していることの確認を求めたものである。第一審判決は、X の請求を棄却したが、控訴審判決は X の請求を認容した。一審判決では、生命保険約款において保険契約を簡単には失効させないための一定程度の配慮がされていることを考慮して失効条項が消費者契約法 10 条後段の要件を満たさ

ないと判断したが、控訴審判決は、そうした配慮は不十分であって、なお本件無催告失効条項は保険契約者に重大な不利益を与える恐れがあり、かつ保険者にとって催告を義務とされても大きな不利益はないとして、10条後段の要件が満たされ、無効であるとした。

（3）任意規定の適用と比較 - 前段要件

まず、民法の任意規定によれば、債務不履行に陥っても直ちに解除されるわけではない。相当期間おいた催告ののち始めて解除権が発生する。それに比べると約款で定める無催告で失効というのは消費者の権利を制限するものといえる。失効ということ自体は、一概に消費者の権利を制限するものとは言えないであろうが、失効か解除かの問題ではなく、そのような効果が生じることに対する警告である催告が省略されることが消費者の権利の制限になるということである。

（4）不利益性・信義則違反性 - 後段要件

消費者契約法10条後段の要件であるが、民法1条2項の原則に違反して消費者の利益を一方的に害するという要件の意味内容については見解が分かれるが、従来の信義則とは異なる意味内容のものとして考えるのが多数の見解になっている²⁷⁾。

「正当な理由もなく、双方の利益の間に不均衡をきたし、その意味での均衡性ないし相互性を破るような条項が、信義則に反し、無効とされる」²⁸⁾など、任意規定の適用の場合に比べて消費者が不利益を被るような条項の場合はそうする正当な理由がなければ信義則違反になるという解釈が示されている。さらに、消費者に当該条項の基本的内容を知る機会を与えていたかどうかなど手続き的な要素も考慮に入れるべきとの見解もある²⁹⁾。

思うに、民法の信義則は一般原則的規定であり、本来、消費者と事業者の間の契約において、そのおかれた立場の差を考慮して、事業者がどのように消費

者に対して配慮すべきかということも信義則上の要請に含まれているはずのものというべきだろう。ただ、信義則違反をたやすくは認めない沿革的状况の中で、消費者保護を実現するために消費者契約法が、先駆的に消費者契約における信義則の具体的提示を試みたものといえる。したがって、本来民法の信義則に含まれるべきことであるが、そのことについての十分の合意が形成されていない状況を考へて、消費者契約法はいわゆる「創設的に」消費者契約における「信義則」を定めたということができよう。

まず、そもそも無催告失効条項が、消費者の利益を一方向的に害しているかであるが、あらかじめそのような定めをおくのではなく、無催告でいきなり解除することは明らかに不意打ちとなるので、保険契約者にとって不利益であろう。しかし、あらかじめ定めておくのなら、無催告失効としても、保険契約者にとって直ちに不利益とは言えないように思われる。なぜなら、保険契約者は自分の判断で保険契約を失効させなければ保険料の支払いを止めればよいだけであり、その場合に保険者から未払い保険料の請求をされることはない。いわば保険契約者の方が主導権を持って保険契約を無催告で失効させることができるという見方もできよう。

民法 541 条³⁰⁾は、債務の履行をあくまで要求するか、それとも解除で自らも債務をまぬかれるかという選択権を債権者にみとめつつ、その予告として催告を要求し、かつ、解除までに一定の期間を置かせてその間に債務者が履行する機会を与えたものであろう。そうであるなら、あらかじめ当然失効を定めておき、かつ遅滞に陥った債務者が履行するための一定の期間を確保するなら、催告を省略しても一般的には債務者の不利益というわけではないと思われる。ただ、生命保険契約の場合には、あらかじめ定めておいたとしても、無催告解除を認めると、保険契約者が事態の重大性に気づかないままに遅滞して失効になってしまうことが生じやすいということである。そのようなことが生じやすいという現実を考えると、この条項は生命保険契約の契約者にとって、任意規定の適用の場合と比べて不利益である。

また、一般的に消費者たる保険契約者は、保険契約締結時においては、無催告失効条項について重大視していないであろう。保険者が実際にこの条項を適用して失効を主張すると考えることもなく、多少の遅れは大目に見てもらえると考えているのではなかろうか。つまりこの条項は消費者がその重大性に気づかないまま容認されやすい条項である。とりわけ約款による契約の場合は、そのことに不安を言い表したとしても、猶予期間の設定や、何よりも遅滞などしないことは当然と言われればそれ以上自らの怠慢の手当てをしておいてくれとも言いにくい。このことを考えると、保険者が契約時に、無催告失効条項が単なる飾りではなく、実際に失効するというをよく保険契約者に分かるように説明することが必要であろう。消費者契約法 10 条後段の議論として、契約締結時に十分説明したかどうかを判断要素に加える見解に³¹⁾賛成したい。

無催告失効条項は消費者たる保険契約者にとって任意規定の適用の場合に比べて不利益であり、保険契約者の利益のために形成されてきた多くの制度（自動振替貸付、猶予期間など）はそれなりに大変評価できるものではあるが、保険契約者に対する失効の「警告」という点では十分な助けにならないと言わざるを得ない。

さらに、無催告失効とする正当な理由があるかについては、費用の回避ということがあげられるが、この点は、平成 21 年東京高裁判決が指摘するようなあまりコストのかからない方法がすでに改正試案等でも示されているし、費用負担者を保険契約者にするというようなドイツ法におけるやり方も参考にできるので、少なくとも今日においては、このことを大きな理由としては認めにくいであろう。それでもなお、そうした方法の有効性のためにそれを法律で定めておくことが望ましい³²⁾。

(5) 考慮される要素

消費者契約法 10 条違反の有無は、約款条項自体に即して判断すべきであって、約款条項以外の事情は考慮すべきでないのだろうか。平成 21 年東京高裁

判決はそのように説くが、この点についてはもう少し慎重に考えるべきであると思われる。生命保険業界では、業界全体として遅滞の場合の通知を励行しているというのであり、そのような状況がある場合には、通知を商慣習ないし事実たる慣行と見て、保険者は通知なくしては解除を主張できないと判断されるであろうと考えられるから、10条における判断においても、考慮すべきであると思われる。「約款」に限らず、「契約」条項を問題にするのだから、保険実務上実施が励行されている通知は、今日の段階においてはすでに「契約」内容として考えてよいのではないだろうか。実際、もし保険会社が「通知」をせずにいきなり失効を主張してもそのような主張が認められることはないと思う。すでに契約内容になっていると考えて、それを含めて契約内容の不当性を判断すべきであろう³³⁾。

それゆえ、平成21年東京高裁判決の事件で用いられていた契約条項は、実態としては、無催告失効条項ではなく、今日一般に行われている、郵便通知による催告付きの失効条項であるというべきであろう³⁴⁾。契約条義務として明記されていない不完全なものであるとしても、実質的に契約内容になっていると考えられるから、少なくとも消費者契約法10条との関係では、無催告失効条項の入った保険契約であるというべきではないと思われる。したがってこの保険契約は失効したというべきであろう³⁵⁾。

考慮すべき要素としてはこの他に、前述のような契約締結時の十分な説明の有無という点もあろう。

6 おわりに

特に生保においては、保険料遅滞を理由に保険保護を消滅ないし停止する場合には催告手続きが望まれることは従前から指摘されてきた。外国法にもそれを強行的に要請する例があり、生保、損保とも保険法改正試案においてあるいは片面的強行規定として、またあるいは任意規定として提案されていた。したがって、民法541条の催告をまったく不要とする契約条項があるとすれば、そ

これは消費者契約法 10 条により無効とされるべきということ自体は、少なくとも方向性として正しく、是認すべきであると考えられる。しかし、保険契約においては実質的に通知がなされておりその要件は満たされている、少なくとも無効という必要はないと思われる。保険会社の対応がこれまでなされてきているのであり、現状は全体としてとらえれば保険契約者保護に大きく欠けることはないといえる³⁶⁾。しかし、今後ともこれでよいというわけではない。

保険契約において、継続保険料の支払いが滞りやすい理由はいろいろ考えられる。民法が規定する「催告」をしたところでこれまで失効させていたような保険契約者の多くは相変わらず失効させてしまうだろう。現在でも実際上通知がされているのだから、事態はあまり変わらないと思う。事態を改善するためには、うっかりしがちな保険契約者を助けるための方策が必要である。すでに諸外国で採用されているような方法—具体的な帰結を示すこと、目立つように示すことなど、保険契約者が注意を喚起されて、自分で決定するような手助けが必要だろう。消費者契約法 10 条はせめて民法等の任意規定のレベルまで消費者の地位を取り戻すものであるが、保険料支払遅滞による失効の問題を解決するには、それだけでは足りないことも明らかである。このために、消費者契約法 3 条の努力義務がある。保険会社はこうした要求にこたえる努力をすべきであり、沿革でみたように、保険業界はこれまでそうした努力をしてきたといえる。実務の工夫にも期待すべきである。時機が来れば、保険法において必要な特別規定が置かれることになるのであろう。

- 1) フランス保険法典 L. 132-20 条。
- 2) 三宅一夫「生命保険契約における保険料債務の性格」大森忠夫 = 三宅一夫・生命保険契約法の諸問題 (1958 年) 393 頁。
- 3) 山下友信・保険法 (2005 年) 338 頁以下。
- 4) ただし、銀行振出小切手 (預手) は取引界において現金と同様に扱われており、特段の事情のない限り小切手による提供を持って弁済の提供と認められる。最判昭和 37.9.21 民集 16・9・2041。

- 5) 山下友信・前掲（注3）348頁。
- 6) 「みまき荘事件」（最判昭和37.6.12民集16・7・1322）である。
- 7) 1941年〔昭和16年〕までの条項は、保険料領収までは責任が開始しないという、責任開始条項であった。
- 8) 西嶋梅治・保険法〔第3版〕悠々社（1998年）100頁。
- 9) 山下友信・前掲（注3）336頁。
- 10) 保険料は危険保険料と付加保険料で構成されるので、責任負担をしていなかったのだから危険保険料は保険者が取得する理由がないが、事務費用等の付加保険料は取得する理由がなくはないといえる。
- 11) みまき荘事件で保険者が解除して保険料を請求したのは、実は責任持ち特約があったからだといわれている。古くは、損害保険代理店が保険契約者のために、保険料を立替払して、領収前免責条項の適用を回避することが広く行われていたが、旧保険募集の取り締まりに関する法律以来通達等で禁止されており、現在は、事務ガイドラインで、保険料を受け取っていないのに保険料領収証を交付すること、手形による保険料の領収を行なうことが禁止されている。山下友信・前掲（注3）334頁、337頁。
- 12) 下級民集21巻1・2号334頁。
- 13) 約款第5条「保険料が払い込まれずに、前条の猶予期間を過ぎると、保険契約は効力を失います。」特約第2条「第2月以降の保険料は毎月その月の末日までに払い込むことを要します。ただし、払い込むべき月の翌月1日から1か月を猶予期間とします。」
- 14) 大森忠夫・保険法〔補訂版〕（1985年）301頁、西嶋梅治・前掲（注8）97頁、谷川久・判批・生命保険判例百選（増補版）（1988年）62事件。
- 15) 同旨、岩崎稜「生命保険と保険料の払込」ジュリスト759号（1982年）85頁。
- 16) 判例タイムス307号244頁。
- 17) 判決文によると「保険料が期日に支払われなかった場合において、翌月の末日までの払込猶予期間内になおその払い込みがなかった時は、その保険契約はその翌日から失効する。」という条項があった。おそらく前記の事件におけるものと同様であろう。
- 18) この間の事情については、吉田明・生命保険約款の基礎（1989年）176頁以下。
- 19) 2002年修正版理由書別冊50-51頁。
- 20) 平成18年（2006年）11月22日。
- 21) 洲崎博史「新保険法の射程と構造」商事法務1808号（2007年）3頁。
- 22) フランス保険法典L132-20条、ドイツ保険契約法38条。
- 23) 新井修司・金岡京子共訳・日本損害保険協会・生命保険協会（2008年）。
- 24) 保険金支払い義務の停止は変わらない、すなわち保険料が支払われるまでに生じた保険事故については保険者は免責される。
- 25) 最近の学説を整理したものとして、山本豊「契約の内容規制（その2）－不当条件規制」

法学教室 No. 340 (2009 年) 117 頁。

- 26) 東京高判平成 21.9.30 金融・商事判例 1327 号 10 頁。
- 27) 山本敬三 NBL686 号 (2000 年) 23 頁。
- 28) 山本敬三「消費者契約法の意義と民法の課題」民商 123 巻 4=5 号 (2001 年) 539 頁。
- 29) 落合誠一・消費者契約法 (2001 年) 150 頁以下。
- 30) 民法 541 条は、一回的契約を想定した規定と考えられるが、継続的契約にも原則的に適用されるとするのが判例の立場である。我妻・有泉・コンメンタール民法総則・物権・債権 (2005 年) 987 頁。
- 31) 落合誠一・前掲 (注 28) 151 頁。
- 32) 約款でそのような条項を置いたとしてもその有効性は必ずしも自明とはいえない。山下友信・平成 21 年東京高判判批・金融法務事情 No. 1889 (2010 年) 19 頁。
- 33) この点を指摘する者は多い。山下友信・前掲 (注 32) 16 頁、上山一知・平成 21 年東京高判判批・金融法務事情 No. 1889 (2010 年) 32 頁、浅井弘章・平成 21 年東京高判判批・金融・商事判例 No. 1327 (2009 年) 1 頁。津地判平成 9.12.25 判例タイムズ 981 号 256 頁は、契約に基づく義務としてでないが催告したことを保険契約者の遅滞についての帰責事由ありとの、また保険者の保険金支払い拒絶が信義則に反しないとの理由に挙げている。
- 34) 平成 21 年東京高裁の事件では、保険契約者は何度も保険料支払債務を遅滞し、そのたびに保険会社から通知を受け、また保険会社の担当者から口頭の注意を受けている。少なくとも保険契約者は自分が遅滞に陥っており猶予保険期間内に支払わなければ保険契約が失効になること、そして復活も認められないかもしれないということを知らされていた。一般的には契約後の事情は契約条項の有効性判断に影響しないとしても、このように通知がなされていたことは、契約時において通知が契約内容になっていたことを裏付けるものと言えよう。
- 35) さらに、契約条項の効力自体の問題ではないが、このように再三警告を与えられていた保険契約者は、この契約関係において、無催告失効条項の無効を主張することは認められないと思う。
- 36) 山野嘉朗「保険契約と不当条項」損害保険研究 65 巻 324 号 (2004 年) 269 頁。